

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第四期入試 憲法

**【出題趣旨】**

空知太神社事件を素材として、信教の自由、政教分離の理解について問う問題である。一見、宗教団体ではなさそうな団体であっても、憲法20条1項の「宗教団体」にあたる可能性があること、それに伴う政教分離の問題があることについて、事例問題を通して問いたい。判例の理解を基礎として、当事者の主張を説得的に構築できるかを試みてほしい。

**【採点基準】**

- ・ 空知太神社事件についての理解ができているか。
- ・ 政教分離について正確に理解できているか。
- ・ 信教の自由について理解できているか。
- ・ 以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

## 令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

### 第四期入試 刑法

#### 【出題趣旨】

刑法総論、刑法各論に関する基本的問題について、設問の指示に適切に従って法的処理が出来るかについて問うものである。

まず、(i) A宅への立ち入りについては、家人の承諾は得ているが、違法目的を秘したものである。住居侵入罪の保護法益を踏まえ、被害者の承諾の理論がどのように犯罪の成否に影響するのかを分析する必要がある。

次に、(ii) Aから5万円を奪い、その後Aを死亡させた点について、生命犯を含む財産犯の成否が問題となる。これについては、強盗罪の構成要件を適切に提示・評価した上で、被害者側の疾病が影響して生じた致死結果が甲に客観的に帰属できるものかが問題となる。いずれも、刑法各論と刑法総論の問題が交錯する問題であることから、その相互関係を押さえる必要がある。また、①、②の立論をした上で、自らの見解を示すことが求められるので、複数の視点で立論できる能力、構成力も必要になる。

#### 【採点基準】

以下の点について論じられているかどうか。

#### 1 立論①について 【計26点】

##### (1) 主張の骨子 (6点)

- ・(i) については、家人の承諾があっても、なお住居侵入罪が成立すること、(ii) については、強盗致死罪(236条1項、240条後段)が成立することを示す必要がある。

##### (2) 理由付け (20点)

- ・(i) については、違法目的を秘した立ち入りについてのAの承諾は無効であることが前提となるが、どのような基準でそれを判断し、なお「侵入」に当たるとするのか、住居侵入罪の保護法益も踏まえて示す必要がある。たとえば、判例は、「違法目的を知ったならば承諾をしなかった」という基準と住居侵入罪の保護法益に関する意思侵害説を併用して、広く承諾の効果を無効としている。
- ・(ii) については、因果関係の判断基準を示し、行為者が知らず一般人も知り得なかった行為時の事情が原因となって致死に繋がっている場合でも、因果関係を否定する事情たり得ないことについて適切に説明する必要がある。

#### 2 立論②について 【計26点】

##### (1) 主張の骨子 (6点)

- ・(i) については、被害者の承諾があることから、住居侵入罪の成立が否定され、(ii) については、致死との間の因果関係が否定され、強盗罪が成立するに過ぎないという主張をすることになる。

##### (2) 理由付け (20点)

- ・(i)については、Aが違法目的を秘した立ち入りだと知らずに承諾しているが、なお有効であり、住居侵入罪の保護法益も踏まえて「侵入」には当たらないとする理由を示す必要がある。たとえば、法益の内容を理解して処分している場合には、錯誤がないとする法益関係的錯誤説と意思侵害説を併用することが考えられる。
- ・(ii)については、行為時に存在した事情について、行為者が知らず、一般人も知り得なかったことに着目して、因果関係を否定する立論をすることになる。

### 3 私見 (計16点)

- ・以上を踏まえ、自らの見解を示す必要がある。その際、反対説に対して適切に反論をして根拠付けをすることが望ましい。

### 4 その他 強盗罪の構成要件の充足 (16点)

- ・強盗罪の暴行脅迫の意義、判断基準
- ・あてはめ

### 5 罪数 (6点)

- ・数罪を認める場合に、適切な罪数処理ができているか。

### 6 裁量点 【10点】

- ・上記以外でも、構成力、文章力が優れたもの等には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。